

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年5月21日(2015.5.21)

【公開番号】特開2012-233164(P2012-233164A)

【公開日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2012-050

【出願番号】特願2012-79591(P2012-79591)

【国際特許分類】

C 0 9 D 11/00 (2014.01)

B 4 1 M 5/00 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D 11/00

B 4 1 M 5/00 E

B 4 1 J 3/04 1 0 1 Y

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

モノアゾ顔料及び樹脂を含有してなり、かつ、熱エネルギーの作用により記録ヘッドから吐出されるインクジェット記録方式に用いられるインクジェット用のインクであって、

前記モノアゾ顔料が、粒子表面に直接又は他の原子団を介してアニオン性基が結合している自己分散顔料であり、かつ、その表面電荷量が $5.9 \times 10^{-2} \text{ mmol/g}$ 以上 $9.8 \times 10^{-2} \text{ mmol/g}$ 以下であり、

前記樹脂の酸価が、 100 mg KOH/g 以上 160 mg KOH/g 以下であり、

前記インク中の、前記樹脂の含有量(質量%)が、前記モノアゾ顔料の含有量(質量%)に対する質量比率で、0.05倍以上0.25倍以下であることを特徴とするインク。

【請求項2】

前記インクが、さらに水溶性有機溶剤を含有し、前記水溶性有機溶剤が含窒素化合物を含む請求項1に記載のインク。

【請求項3】

前記インク中の、前記水溶性有機溶剤の含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、30.0質量%以下である請求項2に記載のインク。

【請求項4】

前記インク中の、前記水溶性有機溶剤の含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、16.5質量%以下である請求項2又は3に記載のインク。

【請求項5】

前記樹脂が、親水性ユニット及び疎水性ユニットを有し、

前記疎水性ユニットが、スチレンに由来するユニットを含む請求項1乃至4のいずれか1項に記載のインク。

【請求項6】

前記インク中の前記モノアゾ顔料の含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、2.5質量%以上10.0質量%以下である請求項1乃至5のいずれか1項に記載のイン

ク。

【請求項 7】

前記他の原子団(- R -)が、炭素原子数 1 乃至 12 の直鎖又は分岐のアルキレン基、アリーレン基、アミド基、スルホン基、アミノ基、カルボニル基、エステル基、エーテル基、及び、これらの基を組み合わせた基からなる群より選ばれる少なくとも 1 種である請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載のインク。

【請求項 8】

前記モノアゾ顔料の種類が、C . I . ピグメントイエロー 1、C . I . ピグメントイエロー 74、及び、C . I . ピグメントレッド 269 から選ばれる少なくとも 1 種である請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載のインク。

【請求項 9】

前記モノアゾ顔料の種類が、C . I . ピグメントイエロー 74 である請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載のインク。

【請求項 10】

前記インク中の前記樹脂の含有量(質量%)が、インク全質量を基準として、1 . 0 質量%以上 3 . 0 質量%以下である請求項 1 乃至 9 のいずれか 1 項に記載のインク。

【請求項 11】

前記インクの 25 における表面張力が、36 mN / m 以上 40 mN / m 以下である請求項 1 乃至 10 のいずれか 1 項に記載のインク。

【請求項 12】

インクと、前記インクを収容するインク収容部とを有するインクカートリッジであって、
前記インクが、請求項 1 乃至 11 のいずれか 1 項に記載のインクであることを特徴とするインクカートリッジ。

【請求項 13】

熱エネルギーの作用によりインクジェット方式の記録ヘッドからインクを吐出させて記録媒体に画像を記録するインクジェット記録方法であって、
前記インクが、請求項 1 乃至 11 のいずれか 1 項に記載のインクであることを特徴とするインクジェット記録方法。